

[illegible]

フィリピンの税務実務ー個人所得税の基礎と留意点ー

KPMG フィリピン マニラ事務所

プリンシパル 遠藤 容正

マネジャー 山本 陽之

有限責任 あずさ監査法人 フィリピンデスク

マネジャー 矢富 健太郎

フィリピンでは、フィリピン居住者か非居住者かにかかわらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、原則として、個人所得税の課税対象となります。そのため、フィリピンの子会社等に駐在員を派遣している場合、一般に、駐在員はフィリピンで個人所得税を納付する義務を有することになります。

本稿では、フィリピンの個人所得税の制度について概説したうえで、駐在員の給与所得にかかわる個別論点、特に親会社から駐在員に支給される給与（いわゆる親会社支給分）にかかる税務上の取扱い、現地従業員を関与させない申告・納税の仕組み、親会社支給分をフィリピン子会社等へ付け替えない場合の論点、日系企業の納税実態と税務当局の課税スタンスについて説明します。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- フィリピンでは、国籍や居住性によって課税対象所得および税率が決まる。
- フィリピン子会社等を通さずに日本の親会社から日本の個人口座に直接振り込まれる給与や手当についても、フィリピンでの労働の対価である限り、フィリピンで課税対象になる。
- 日本人駐在員と現地従業員の給与格差が大きい場合、現地従業員との軋轢の回避、駐在員の保安上の理由などから、現地従業員を関与させない申告・納税を行うケースが多い。
- 親会社支給分をフィリピン子会社等へ付け替えない場合、損益上のゆがみが生じ、親会社の法人税の課税所得計算上も、当該人件費の損金性についてリスクを抱える可能性がある。
- フィリピン内国歳入庁は、2015年度の徴税目標を昨年度より大きく増加させており、また、脱税対策の強化を重点目標の1つとしている。



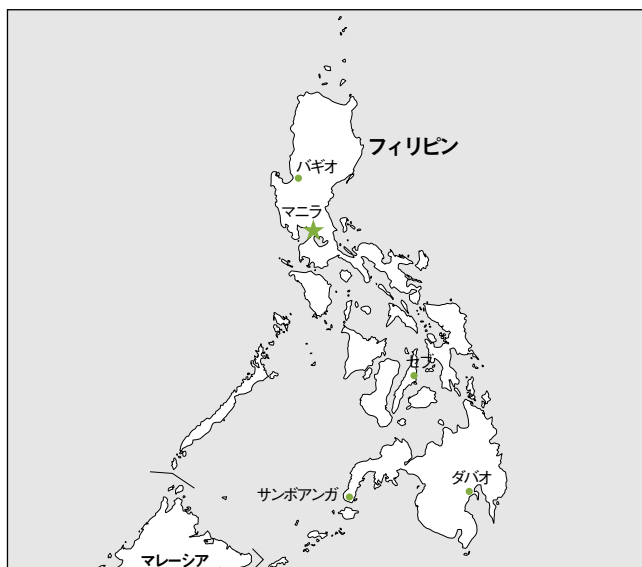
えんどう よしあき
遠藤 容正
KPMG フィリピン
マニラ事務所
プリンシパル



やまもと はるゆき
山本 陽之
KPMG フィリピン
マニラ事務所
マネジャー



やどみ けんたろう
矢富 健太郎
有限責任 あずさ監査法人
フィリピンデスク
マネジャー



I フィリピンの個人所得税の概要

1. 納税義務者と課税対象所得

フィリピンでは、国籍や居住性によって、図表1のように課税対象所得および税率が決まります。外国籍の非居住者については、滞在期間が180日を超えるか否かで取扱いが異なる点に留意が必要です。なお、日比租税条約に定められる免除規定の要件をすべて満たす者については、フィリピンでの個人所得税の納付義務が免除されます。

2. 居住性の判定

一時的な滞在ではなく、実質的にフィリピンに所在している外国人はフィリピンの居住者となります。一時的な滞在か否かは居住期間や目的によって判断されます。

ただちに遂行可能な特定の目的のために来比し、当該業務終了後出国する意思が明確である場合、当該個人は一時的な滞在者となります。一方、出国時期が明確でなく、滞在期間が延長される可能性がある場合、居住者となります。また、実務上、2年以上滞在しているもしくは滞在予定の外国人は居住者とされます。

3. 課税対象期間と課税所得計算

課税対象期間は1月1日から12月31日の1年間となります。また、税金計算の基礎となる課税純所得 (Net Taxable Income) は総所得 (Gross Taxable Compensation Income) から人的控除や保険料控除等の所得控除 (Total Deductions) を差し引いて計算されます。そして、課税純所得に対し所定の税率

を乗じ、個人所得税額を計算します。なお、給与所得に対して経費控除は認められておらず、人的控除、扶養控除、保険料控除が認められています。所得控除は図表2に示すような内容になります。

また、給付が少額であること等を理由に課税所得に算入されない項目が定められています。これらは一般的には現地従業員を対象とすることが想定されますが、駐在員へ支給した場合も同様に課税所得に算入されない項目となります (図表3参照)。

図表1 納税義務者と課税所得

納税義務者	課税対象所得	税率
フィリピン国籍の居住者	全世界所得	5 ~ 32%
フィリピン国籍の非居住者	フィリピン国内源泉所得	5 ~ 32%
外国籍の居住者	フィリピン国内源泉所得	5 ~ 32%
外国籍の非居住者 (暦年での年間滞在期間180日超)	フィリピン国内源泉所得	5 ~ 32% ⇒ 短期滞在者の免除規定あり※
外国籍の非居住者 (暦年での年間滞在期間180日以下)	フィリピン国内源泉所得	一律 25% ⇒ 短期滞在者の免除規定あり※

※短期滞在者の免税規定 (日比租税条約)

《以下の要件をすべて満たす場合に免税される》

- ・ 滞在期間が暦年で合計 183 日を超えないこと。
- ・ 報酬がフィリピン居住者である雇用者または当該雇用者の代理者から支払われていないこと。
- ・ フィリピン国内の恒久的施設または固定的施設によって負担されていないこと。

図表2 所得控除の内容

控除項目	内容
人的控除	50,000 ペソ
扶養控除	扶養者 1 人につき 25,000 ペソ (最大 4 名まで)。 扶養者とは、21 歳未満で未婚かつ所得を有していないもの、および心身障害者で納税者と生計を一にするものを言う。
経費控除	総所得の 40% (給与所得者は除く)。
保険料控除	自身または家族を被保険者とする生命保険などで、家族合計 2,400 ペソまたは月額 200 ペソを超えない保険料。 ただし、家族の合計所得が 250,000 ペソを超えていないこと。

図表3 課税所得に算入されない項目 (De Minimis Benefits)

控除項目	内容
有給休暇買取分	暦年で 10 日まで
従業員の扶養者に対する医療目的の現金手当	半年につき 750 ペソ、あるいは 1 ヶ月につき 125 ペソ
米補助金	1 ヶ月につき 1,500 ペソ
ユニフォーム手当	年間 4,000 ペソ
医療代補助	年間 10,000 ペソ
洗濯代手当	1 ヶ月につき 300 ペソ
従業員の業績達成報奨金	年間 10,000 ペソ
残業および深夜勤務の食事手当	地域ごとの最低賃金の 25%
13 ヶ月目給与およびその他の手当	30,000 ペソまでの 13 ヶ月目給与およびクリスマスボーナス

4. 税率

フィリピン国籍の居住者、フィリピン国籍の非居住者、外国籍の居住者、および外国籍の非居住者のうち暦年での年間滞在期間が180日超のもの（図表1参照）に対しては、5%～32%の累進税率が適用されます（図表4参照）。

一方で、外国籍の非居住者で滞在期間が180日以下の者に対しては、総所得に対して25%の税率（フラットレート）が適用されます。また、その他特定の法人の外国人従業員に対しては15%の税率が適用されます（図表5参照）。

5. 申告と納税手続

フィリピン国籍者で給与所得のみの場合は、給与の支給元が1社のみで、適切に源泉徴収が行われていることを前提とし

て、年度末の確定申告が省略されます。

一方、駐在員の給与所得者は、月次の給与支給時に源泉徴収を行うとともに、通常は年度末に確定申告を行うことになります。なお、ビザを更新する際に年度末の確定申告書の提出が義務付けられています。源泉徴収は、毎月末日から原則10日以内に源泉徴収額を計算し、源泉徴収申告書（BIR Form 1601-C）を作成後、申告・納税を行います。

また、確定申告は、課税年度の翌年の4月15日までに確定申告書（BIR Form 1700）を作成し、提出とともに納税を行います。その際に、給与支給時の源泉徴収額と年税額の差額を精算します。

図表4 累進税率

課税純所得	税率（税額計算）
0 ～ 10,000 ペソ	5%
10,001 ～ 30,000 ペソ	500 ペソ + 10,000 ペソを超える部分 × 10%
30,001 ～ 70,000 ペソ	2,500 ペソ + 30,000 ペソを超える部分 × 15%
70,001 ～ 140,000 ペソ	8,500 ペソ + 70,000 ペソを超える部分 × 20%
140,001 ～ 250,000 ペソ	22,500 ペソ + 140,000 ペソを超える部分 × 25%
250,001 ～ 500,000 ペソ	50,000 ペソ + 250,000 ペソを超える部分 × 30%
500,001 ～ ペソ	125,000 ペソ + 500,000 ペソを超える部分 × 32%

図表5 その他の税率

納税者	補足	税率
フィリピン内で事業に従事していない外国籍の非居住者	フィリピンでの滞在期間が暦年で 180 日以下の者	25%
地域統括本部 (Regional or Area Headquarters) あるいは地域事業統括本部 (Regional Operating Headquarters) の従業員	外国人従業員と同様に、雇用契約があり、外国人従業員と同様のポジションに就くフィリピン人にも適用される。	15%
オフショアバンクユニットの従業員		
石油関連企業の従業員		

II 駐在員給与の個人所得税にかかわる 論点

1. 親会社支給分の税務上の取扱い

フィリピンに居住し、フィリピン子会社等で就労する典型的な駐在員の場合、当該駐在員に支給される給与に対する個人所得税は一般に図表6で示すような取扱いになります。

ここでのポイントは、フィリピン子会社等を通さずに日本の親会社から日本の個人口座に直接振り込まれる給与や手当についても、フィリピンでの労働の対価である限り、フィリピンで課税対象になるという点です。端的に言うと、給与がフィリピンで払われたかではなく、対象となる個人がフィリピンで働いた所得かどうかで判断されます。親会社支給分について、会社間での付け替え処理を行わなかった場合、通常はフィリピンでの源泉徴収は実施されません。

図表6 フィリピン子会社等で就労する典型的な駐在員のケース

給与支給元	課税の有無	源泉徴収の有無	確定申告
親会社支給分	通常は課税対象	源泉徴収なし※	親会社支給分と子会社等支給分を合算申告
フィリピン子会社等支給分	課税対象	給与支給時に源泉徴収あり	

※親会社と子会社等間で給与の付け替え処理がないことを前提

一方で、フィリピン子会社支給分については、支給時に源泉徴収が行われることになります。年度末の確定申告においては、親会社支給分とフィリピン子会社支給分の所得を合算、年税額を計算のうえ、既に源泉徴収により支払った税額を控

除して、確定申告での納税額が算出されます。

2. 現地従業員を関与させない申告・納税の仕組み

日本人駐在員と現地従業員の給与格差が大きく、現地従業員との軋轢の回避、駐在員の保安上の理由などから、駐在員に対してフィリピン子会社等を通じた給与の支払いを少額にし、大部分の給与を親会社から支給する実務が多く見られます。一方で駐在員の個人所得税の確定申告を現地従業員が担当してしまうと、親会社支給分の給与が現地従業員の知るところとなってしまいます。このような状況を避けるため、実務上、親会社支給分を含む年度末の確定申告・納税を、現地従業員を介さずに行う方法が必要とされます（図表7参照）。

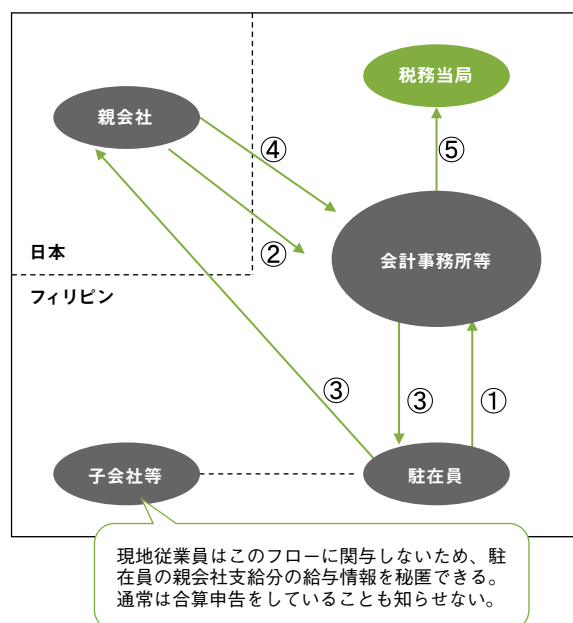
図表7 給与支給元ごとの一般的な納税手順

給与支給元	源泉徴収	確定申告
親会社支給分	源泉徴収なし※	計算・納税に現地従業員を関与させない仕組みで対応
フィリピン子会社等支給分	通常は、現地従業員が計算・納税を実施	

※親会社と子会社等で給与の付け替え処理がないことを前提

具体的には、図表8に示すように、会計事務所等を利用し確定申告と納税を代行してもらう方法が一般的に用いられています。ただし、こちらはあくまでも一例であり、企業によって様々なやり方がとられていますので、ご注意ください。ポイントは、現地従業員の関与がなく、また確定申告のための納税資金が現地子会社等の銀行口座を通らず納税されるという点です。

図表8 計算・納税に現地従業員を関与させない仕組み



ステップ①
フィリピン子会社支給分に関する情報（月次で支払われた源泉徴収に関する情報を含む）および駐在員の個人情報（給与計算に必要なもの）を駐在員から会計事務所等へ提供する。複数の駐在員がいる場合、窓口担当を決めて、情報を集約する方法が一般的。

ステップ②
親会社支給分に関する情報を親会社の人事部から直接、もしくは駐在員経由で会計事務所等に提供する。

ステップ③
会計事務所等でフィリピン子会社等支給分と親会社支給分を合算し個人所得税の年税額を計算し、駐在員担当者に連絡する。駐在員担当者は納税額を親会社へ連絡する。

ステップ④
親会社は、駐在員および会計事務所等と年税額を確認のうえ、会計事務所等の指定口座（特別口座）へ納税額を振り込む。

ステップ⑤
会計事務所等が会社を代行して必要な税務申告と納税を行う。

注：本フローは一例であり状況に応じて他のフローも利用される。

3. 親会社支給分をフィリピン子会社等へ付け替えない 場合の論点

本来、フィリピン子会社等のために提供された労働の対価は、フィリピンの子会社等の費用として計上されるべきではありますが、駐在員の給与情報の秘匿の観点から、親会社支給分をフィリピン子会社等へ付け替えず、また、個人所得税の申告・納税に現地従業員を関与させない方法がとられることが多くあります。

フィリピンの子会社等に付け替えを行わなかった場合、当該人件費は、親会社の損益計算に含まれ、かつ課税所得計算にも含まれることになるため、損益上のゆがみが生じ、親会社の法人税の課税所得計算上も、当該人件費の損金性についてリスクを抱える可能性があります。

この点について、法人税基本通達9-2-47によると、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に対して支給した給与の額は、当該出向元法人の損金の額に算入できるとされています。損金性を確保するためには、較差補てんである必要があり、較差補てんと認められない部分については、寄付金と認定され、追加納税が生じるおそれがある点に留意が必要です。

4. 個人所得税の納税実態と税務当局の課税スタンス

前述のとおり、親会社支給分については、フィリピン子会社等を通さず本社から日本にある対象者の個人口座に直接振り込まれるフローがとられています。そのため、フィリピンの税務当局からは通常は見えない取引となり、過去には、日系企業の納税意識が低かった時代がありました。また、フィリピンの税務実務について、必ずしも理解が浸透しておらず、意図せずに納税を行っていなかった企業もありました。しかし、近年はコンプライアンス意識の向上や、本社人事部や経理部でノウハウが蓄積されてきたことなどから適切に納税を行っている企業が一般化しています。ただし、中堅・中小企業を中心にまだ納税が定着していないと思われる状況もあり、一刻も早い対応が望まれます。

現在、税務当局は駐在員の個人所得税について積極的に税務調査を行っている状況はありません。また、法人所得税の税務調査時に、駐在員の個人所得税の申告・納付状況について、確認をとっている状況も見られません。しかしながら、フィリピン国内歳入庁は、2015年度の徴税目標を当初約1兆7,210億ペソと設定し、昨年度の徴税目標である約1兆4,560億ペソよりも大きく増加させています。また脱税対策の強化を重点目標の1つとしています。まだ納税を行っていない企業は、税務当局の姿勢が積極化する前に納税を開始することが望まれます。

【バックナンバー】

「フィリピンの移転価格税制」

(AZ Insight Vol.57/May 2013)

「フィリピンの税務実務 第1回 最終源泉税の基礎と最近の動向」

(KPMG Insight Vol.6/May 2014)

「フィリピンの税務実務 第2回 法人所得税の基礎とPEZA登録企業への課税動向」

(KPMG Insight Vol.7/Jul 2014)

「フィリピンの税務実務 第3回 税務調査の概要と実態」

(KPMG Insight Vol.8/Sep 2014)

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.35 No.4、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG フィリピン

マニラ事務所

TEL: +63-2-885-7000 (代表番号)

プリンシパル 遠藤 容正

TEL: +63-2-885-0604

yendo1@kpmg.com

マネジャー 山本 陽之

hyamamoto3@kpmg.com

フィリピンデスク

有限責任 あずさ監査法人

マネジャー 矢富 健太郎

TEL: 03-3548-5120 (代表番号)

kentaro.yadomi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.